

長崎市公告第 139 号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 12 日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 不用品（車両）売却
- (2) 履行場所 長崎市消防団第 7 分団（長崎市西山 2 丁目 6 番 5 号）
長崎市中心消防署矢上出張所（長崎市東町 1936 番地 1）
長崎市消防団第 53 分団 1・2 部（長崎市宮崎町 795 番地 1）
- (3) 業種 不用品売買（鉄屑・古紙類）
自動車販売
- (4) 概要 不用品（車両）の売却
- (5) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
- (6) 契約保証金 要（契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎
市規則第 26 号）第 34 条第 3 号又は第 4 号に該当する場合は免除）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第 2 項各号に該当しないと認められるものであること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2) の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1(3) の業種のいずれかに登録がある者であること。
- (5) 指名停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (9) 過去 2 年間、長崎市との契約において違反がないこと。
- (10) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び本件に係る契約書については、長崎市興善町 3 番 1 号（消防局 7 階）長崎市消防局総務課（以下「消防局総務課」という。）において閲覧することができる。

4 事前見学会

- (1) 日時 令和 7 年 12 月 17 日（水）
（見学時間は、長崎市消防局警防課（以下「警防課」という。）が指定する。）
- (2) 場所 各履行場所

- (3) その他 参加を希望する者は、令和 7 年 12 月 16 日（火）までに警防課へ連絡するものとする。

5 入札の日時及び場所

令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 2 時
長崎市消防局 5 階講堂

6 入札保証金

要（見積もる金額の 100 分の 3 以上。ただし、長崎市契約規則第 6 条第 3 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は免除）

7 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

- (2) 申請書に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、消防局総務課へ直接持参又は郵送すること。

- (3) 申請書の受付

ア 受付期間 令和 7 年 12 月 12 日（金）から令和 7 年 12 月 23 日（火）正午まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。ただし、受付期間最終日は、午前 9 時から正午までとする。郵送する場合は、一般書留郵便・簡易書留郵便・特別記録郵便のいずれかにより郵送すること。

ウ 受付場所 長崎市興善町 3 番 1 号（長崎市消防局 7 階） 消防局総務課
電話番号 095（822）0443（直通）

- (4) その他

ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しないものとする。

エ 提出書類は、公表しないものとする。

8 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和 7 年 12 月 25 日（木）までに通知する。

9 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、長崎市消防局ホームページの「新着情報」からダウンロードして取得すること。
なお、ダウンロードが困難な場合は、消防局総務課で配布する。この場合は、事前に消防局総務課へ電話すること。

- (2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で次のとおり行うものとする。

ア 提出期限 令和 7 年 12 月 23 日（火）正午までに持参又は FAX するものとする。

イ 提出先 長崎市興善町 3 番 1 号（長崎市消防局 7 階） 消防局総務課
FAX 番号 095（825）2995

ウ 回答期限 令和 7 年 12 月 25 日（木）までに FAX 等で回答した上で、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

エ 閲覧機関 回答した日から入札日時まで

オ 閲覧場所 長崎市興善町 3 番 1 号（長崎市消防局 7 階） 消防局総務課

10 入札の方法

- (1) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (2) 入札室に入室できる者は、各社1人までとする。
- (3) 入札は、本市所定の入札書に必要事項を記入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して、自ら入札箱に投入しなければならない。
- (4) 入札は、1件につき1人1通に限る。
- (5) 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 再度入札する場合、前回の最高価格以下の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きた場合又は不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期する場合がある。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行ったものとする。ただし、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

15 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

16 問い合わせ先

- (1) 公告の内容 消防局総務課
電話番号 095(822)0443（直通）
- (2) 業務の内容 警防課
電話番号 095(822)0470（直通）